

燕市せん定枝リサイクル施設
指定管理者募集要項

令和7年9月

燕 市

目次

1. 施設の概要.....	3
2. 指定予定期間.....	4
3. 指定管理者が行う業務の範囲.....	4
4. 特に提案を求める事項.....	4
5. 指定管理に関する経費.....	5
6. 申請資格等.....	6
7. スケジュール.....	7
8. 募集説明会.....	8
9. 質問等に関する事項.....	9
10. 申請方法.....	9
11. 選定方法等.....	10
12. 協定の締結.....	12
13. 管理業務の評価.....	13
14. 指定の取消し・管理業務の停止.....	13
15. 原状回復の義務.....	13
16. 配布資料.....	13
17. 問い合わせ先.....	14

燕市せん定枝リサイクル施設の管理業務を効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び燕市せん定枝リサイクル施設条例（平成 19 年条例第 36 号）第 17 条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1. リサイクル施設の概要

(1) 施設の名称

燕市せん定枝リサイクル施設（以下「リサイクル施設」という。）

(2) 設置目的

市内から排出される街路樹、庭木等のせん定枝等（以下「せん定枝等」という。）をたい肥化し、資源を有効利用することにより、循環型社会形成の推進を図ることを目的とする。

(3) 所在地

燕市吉田本町 6 9 4 番地 8

(4) 施設規模

延床面積	約 6 0 3 m ²
構 造	鉄骨造平屋建
敷地面積	約 1, 4 0 0 m ²

○施設内容

せん定枝加工棟	1 6 3 . 3 5 m ²
発 酵 棟	3 2 2 . 5 6 m ² (4 0 . 3 2 m ² × 8 区画)
熟 成 棟	1 1 7 . 9 5 m ²

○システム内容

処 理 能 力	約 6 0 0 k g / h
破 碎 機	2 台
磁 選 機	1 台
定量供給装置	1 台
植 織 機	2 台
コンベア類	9 台

○施設の見取図 別紙 1 のとおり

(5) 利用状況（過去3年）

月別搬入量

年度 月	R4			R5			R6		
	計	市民	事業所	計	市民	事業所	計	市民	事業所
4月	68,166	42,654	25,512	70,318	45,076	25,242	68,572	44,896	23,676
5月	65,412	40,884	24,528	74,456	49,710	24,746	77,982	47,500	30,482
6月	124,610	83,458	41,152	137,264	87,276	49,988	141,842	97,168	44,674
7月	101,630	64,060	37,570	104,122	62,246	41,876	102,464	55,526	46,938
8月	65,054	34,818	30,236	53,968	24,760	29,208	60,462	31,288	29,174
9月	65,504	30,542	34,962	50,168	19,338	30,830	46,600	19,708	26,892
10月	133,218	74,288	58,930	120,144	70,052	50,092	117,760	63,434	54,326
11月	88,328	62,406	25,922	84,454	59,228	25,226	69,610	49,406	20,204
12月	14,032	10,292	3,740	20,130	16,240	3,890	16,666	11,620	5,046
3月	35,348	35,348		43,642	29,604	14,038	39,628	20,684	18,944
計	761,302	478,750	282,552	758,666	463,530	295,136	741,586	441,230	300,356

2. 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※ 指定管理期間内において管理を継続することが適当でないと市長が認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の事務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

3. 指定管理者の行う業務の範囲

業務の範囲は次のとおりとします。詳細は、別紙業務仕様書を参照してください。

- (1) リサイクル施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (2) せん定枝等の破砕、たい肥化、搬出等の処理業務
- (3) リサイクル施設の利用の許可に関する業務
- (4) リサイクル施設の維持管理に関する業務
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4. 特に提案を求める事項

- (1) 施設利用者の安全を最優先とし、丁寧な対応を心掛け施設管理に努めてください。
- (2) 枝木を持ち込む方、たい肥を利用する方の両方の利用者が減少傾向にあります。チップでの利用法など新たな利用者を開拓するなど資源の有効利用を提案ください。

5. 指定管理に関する経費

指定管理業務実施の対価として燕市が支払う指定管理料（委託料）及び施設の利用者が納める利用料金収入をもって、管理運営業務を行うものとします。

応募に当たっては、提案事業者の経営ノウハウを活かし、利用料金の増収や自主事業の実施等に努め得られる収入のほか、管理運営の効率化などによる適正な経費を見込み収支計画を立て、その中で、市が支払う指定管理料の額について、指定管理料の上限額の範囲内で提案してください。

(1) 指定管理料

指定管理料は、申請の際の提案額を参考に、年度ごとに指定管理者と市が協議の上、予算の範囲内において定め、毎年度締結する年度協定において明記するものとします。

※ 提案額がそのまま指定管理料になるわけではありません。仕様等の諸要素に変動があった時は、市と指定管理者により協議します。

※ 物価及び金利の変動などが収支計画に多大な影響を与えられとされる場合には、市と協議を行うことができるものとします。

① 指定管理料の上限額

年度	指定管理料の上限額（年額）	備考
令和8年度	21,454,000円 （提案上限額）	・消費税及び地方消費税を含みます。
令和9年度以降	申請の際の提案額を参考に、年度ごとに指定管理者と市が協議の上、予算の範囲内において定めます。	

② 指定管理料に含まれるもの

- ・人件費
- ・事業費
- ・管理運営費

※詳細は、仕様書を参照してください。

(2) 利用料金

① リサイクル施設の利用者は、その用途に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に収めます。

② 指定管理者は、利用料金をその収入として収受します。

③ 利用料金は次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

区 分	利 用 料
(2)の①又は②に該当するもの	1回につき100円。ただし、1回の搬入量が50キログラム未満のときは、無料
(2)の③に該当するもの	1回につき搬入量が1トンまでのときは、10キログラムにつき20円。ただし、搬入量が1トンを超えるときは、当該超える搬入量10キログラムにつき50円

※令和6年度利用料金 880,710円

6. 申請資格等

(1) 申請資格

- ① 団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人は指定管理者にはなれません）。
- ② 次のいずれかに該当する団体またはその代表者は、申請することができません。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により、燕市内における一般競争入札の参加を制限されているもの
 - イ 燕市から指名停止措置を受けているもの
 - ウ 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、市民税等を滞納しているもの、または代表者がこれらの税金を滞納しているもの
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生または再生手続をしている法人
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが団体の役員をしているもの、または経営、運営に実質的に関与しているもの
 - カ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、代表者が地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止。同条を準用する場合も含む）または第180条の5第6項（行政委員会の委員の兼業禁止）の規定に抵触することとなるもの
 - キ その他法令に違反する等、公の施設を管理する団体としてふさわしくないもの

(2) 申請条件

① 共同事業体での応募

- ア 共同事業体で応募する場合は、代表する法人を定めるとともに、申請書に「共同事業体構成表」(別紙様式Ⅲ)と共同事業体協定書(入札における特定共同企業体協定書に準ずるもの)を添付してください。
- イ 単独で応募した団体は、他の共同事業体の構成員になることはできません。
- ウ 複数の共同事業体において、同時に構成員になることはできません。
- エ 共同事業体の構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、市が特に理由があると認める場合は、この限りではありません。

(3) 留意事項

① 関係者への接触

本件応募に際し、自己が有利になる目的のため、または公正な選考を妨げる目的のため、指定管理者選定等委員会の委員、本市職員等への働きかけを行うことを禁じます。働きかけの事実が認められた場合は、失格となることがあります。

② 提出書類の変更

提出書類の内容は、錯誤による訂正など軽微な変更を除き、認めません。

③ 提出書類の取扱い

提出書類は、理由のいかんにかかわらず、返却しませんので、ご了承ください。

④ 提出書類の著作権

提出書類の著作権は、作成した申請者に帰属します。ただし、選定結果を公表する際、市は提出書類の全部または一部を使用できるものとします。

⑤ 情報公開請求があった場合の提出書類の開示

提出書類は、燕市情報公開条例の対象となります。そのため、団体や個人に関する情報等、非公開とすべき箇所を除き、同条例の規定に基づいて開示することがあります。

⑥ 申請の辞退

申請後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。

⑦ 費用負担

申請に関して必要となる費用については、申請者の負担とします。

7. スケジュール

公募及び選定は下記日程を予定しています。

1	募集要項等の配布	9月1日(月)～9月30日(火)
2	募集説明会の申込締切	9月10日(水)
3	募集説明会の開催	9月12日(金) 午前9時30分から
4	質問書受付締切日	9月17日(水)
5	質問書に対する回答日	9月19日(金)
6	申請書類の提出期限	9月30日(火) 午後5時15分必着
7	指定管理者選定等委員会の開催 (プレゼンテーション・ヒアリング)	10月14日(火)
8	選定結果の通知	11月中旬
9	指定議案の議決(市議会)	12月下旬
10	指定管理者の指定・公表	12月下旬
11	協定書の締結	令和8年4月1日(水)
12	業務開始	令和8年4月1日(水)

8. 募集説明会

リサイクル施設の現地説明会を次のとおり開催します。参加人数は1団体につき2名までとし、団体名及び参加者氏名をあらかじめ連絡してください。

(1) 説明会

- ① 開催日時 令和7年9月12日(金)午前9時30分から1時間程度
- ② 開催場所 リサイクル施設 せんてい枝加工棟前

(2) 現地視察

説明会に引き続き、午前10時30分から1時間程度

(3) 参加申し込み

- ① 下記の事項を記入のうえ、葉書、ファックス又は電子メールによりお申し込みください。
 - ア 団体名及び団体の住所
 - イ 代表者名
 - ウ 参加者名
 - エ 連絡先(電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)及び担当者名
- ② 現地説明会の申し込み締め切り
令和7年9月10日(水)
- ③ 申し込み先

住所 〒959-0295

燕市吉田西太田 1934 番地

燕市役所 2階 14 番窓口 市民生活部生活環境課 環境政策係

電話：0256-77-8167（直通）内線 3321

FAX：0256-77-8203

E-mail：kankyo@city.tsubame.niigata.jp

9. 質問等に関する事項

本要項及び仕様書等の内容について質問がある場合は、別紙質問書に記入し、電子メールに添付してご質問ください。

質問への回答は、9月19日（金）を目途に市のホームページに掲載します。ただし、ノウハウに関する部分等で、公表することにより申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、当該質問者のみに回答します。

なお、口頭もしくは電話による問い合わせには、応じないものとします。

(1) 質問受付期間

9月1日（月）～9月17日（水）午後5時まで

(2) 質問の送り先

燕市役所 2階 14 番窓口 市民生活部生活環境課 環境政策係

電話：0256-77-8167（直通）内線 3321

FAX：0256-77-8203

E-mail：kankyo@city.tsubame.niigata.jp

10. 申請方法

(1) 申請書類

① 指定管理者申請書（様式第1号）

② 事業計画書（別紙様式I）

※ 可能な限り市が示す様式により作成してください。

※ 概ね30ページ以内で作成してください。

※ 印刷はA4、縦長、両面とします。

③ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類（任意様式）

④ 法人の場合は登記事項証明書、法人以外の団体の場合は役員名簿（任意様式）

⑤ 団体の経営状況を証明する書類（任意様式）

ア 法人…直近2か年の収支決算書

貸借対照表、損益計算書（または収支計算書）、財産目録（または勘定科目内訳明細書）

イ その他の団体…上記に準ずる書類

⑥ 当該施設の管理に係る業務の収支予算書（別紙様式Ⅱ）

※ 人件費については、その内訳として単価等がわかる明細を添付してください。

⑦ 管理に関する業務の組織体制及び職員構成（任意様式）

⑧ 直近一年間の納税を証する書類（法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税について、未納がないことの証明）（任意様式）

※ ③④⑤⑧の書類について、共同事業体で応募する場合は、構成するすべての団体のものを提出してください。

【以下は共同事業体で応募する場合のみ】

⑨ 共同事業体構成表（別紙様式Ⅲ）

⑩ 共同事業体協定書（入札における特定共同企業体協定書に準ずるもの）

(2) 募集要項等の配布

募集要項等、申請に必要な書類は、次の場所で配布します。また、市の公式ホームページからもダウンロードできます。

[配布場所]

燕市役所 2階 14番窓口 市民生活部生活環境課 環境政策係

[配布期間]

9月1日（月）～9月30日（火）

(3) 申請の受付

9月1日（月）～9月30日（火）までの土・日曜日、祝日を除く毎日、午前8時30分～午後5時15分間に、申請書等、必要な書類を下記へ持参、郵送または宅配便のいずれかで提出してください。

[提出場所]

〒959-0295

燕市吉田西太田 1934番地

燕市役所 2階 14番窓口 市民生活部生活環境課 環境政策係

[提出物]

① 紙媒体の申請書類…17部（正本1部と副本16部）

※ 副本は正本の複写可。

② 電子媒体の申請書類（PDFデータ等をCD等に格納したもの）…1枚

1.1. 選定方法等

(1) 候補者の選定

指定管理者の候補者は、指定管理者選定等委員会において審査・選定します。

候補者の選定に当たっては、計画書の内容について、プレゼンテーション・ヒアリングを行います。詳細は別途連絡します。

指定管理者選定等委員会の審査・選定は、すべて非公開で行います。

※ プレゼンテーション・ヒアリングは提出いただいた書類をもとに行いますので、プレゼンテーション・ヒアリングの際に使用する資料を別途作成する必要はありません。

※ 応募事業者が6社以上となった場合には、書面による一次審査や複数日による審査・選定を行う場合があります。

(2) 選定結果の通知等

候補者の選定結果については、すべての申請団体に文書により通知するとともに、候補者となった団体のみ、市のホームページ等で公表します。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、議会の議決を経た後、指定管理者として指定されます。

(4) 選定基準

次の審査項目及び配点に基づき、候補者の選定を行います。(合計 100 点満点)

審査項目	審査の視点	配点
ア 利用者に対するサービスの向上	①利用者へのサービス向上の具体的な方策があるか。	5
	②利用者の要望、意見等を迅速に反映させる方策がとられているか。	5
	③利用者のトラブルの未然防止と対処方法は十分か。	5
	④利用者の平等・公平な利用確保の具体的な方策があるか。	5
	⑤サービス全般について定期的に評価し、改善に結びつける方策があるか。	5
	⑥新たな利用者を増やすための工夫がみられるか。	5
	小計	30
イ 施設の効用の発揮	①事業計画に基づき、創意工夫しながら運営されるか。	5
	②施設の利用を促進するための具体的な方策があるか。	5
	③地域、関係団体との連携（交流、協力等）に対	5

	し、具体的な方策がとられている。	
	小計	15
ウ 管理運営能力	①適切な人材や人員を配置し、十分な育成・研修体制は講じられているか。	5
	②利用者の安全確保の対応は十分か。(通常時)	10
	③個人情報保護及び情報公開への取り組みは適切か。	5
	④危機管理体制並びに避難所の開設、運営の対応は講じられているか。	5
	⑤収支計画は事業計画を踏まえつつ、経費削減に努めた効率的な運用がされているか。	5
	小計	30
エ 施設管理に関するその他要件事項等	①事業の内容が施設の設置目的に合致しており、かつ利用者にとって魅力的な内容で実施されているか。	5
	②地域の特色や施設の特性を十分理解し、それらを活かした事業がなされているか。	5
	③地域の人材の活用や地域における雇用への配慮はあるか。	5
	小計	15
1～4の小計		90
オ 管理費の縮減について	① 指定管理料の提案額について評価します。(※)	10
合計得点		100

※「指定管理料の上限額と提案額の価格差」及び、「応募事業者による指定管理料の提案額のうち、最低額と当該事業者の提案額との価格差」の2つの観点から評価します。

(5) 計画書の内容確認等

指定管理者の候補者の選定にあたり、計画書の内容について、必要に応じて確認を行う場合がありますので、その際は別途連絡します。

12. 協定の締結

議会の議決を経て、指定管理者を指定したときは、指定管理者と市との間で、指定管理者の行う管理の業務についての協定を締結します。協定の主な内容は、次のとお

りです。

(1) 基本協定

指定管理者による管理の始期に、施設の管理に関する基本的な事項を規定する基本協定を締結します。

- ・指定期間に関する事項
- ・指定管理者の行う管理の業務に関する事項
- ・利用料収入に関する事項
- ・事業計画書、事業報告書等に関する事項
- ・管理業務の評価等に関する事項
- ・指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- ・リスクの分担に関する事項
- ・個人情報の保護、情報公開等に関する事項
- ・その他必要な事項

(2) 年度協定

年度ごとに、指定管理料（委託料）の額や支払方法等について規定する年度協定を締結します。

1 3. 管理業務の評価

指定期間中の管理の適正化に万全を期すため、燕市指定管理者選定等委員会において、指定期間の中間年度に指定管理者が行う管理業務の評価を行うものとします。

1 4. 指定の取消し・管理業務の停止

市は、指定管理者が市長等の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命じることができます。

1 5. 原状回復の義務

指定管理者は、「2. 指定予定期間」に規定する指定期間が満了したとき、または「1 4. 指定の取消し・管理業務の停止」に規定する指定の取消しを命ぜられたときは、施設及び設備を速やかに原状に復さなければなりません。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りではありません。

1 6. 配布資料

- (1) 燕市せん定枝リサイクル施設管理者募集要項
- (2) 応募書類様式集（様式第1号、別紙様式Ⅰ～Ⅲ）

- (3) 燕市せん定枝リサイクル施設質問書
- (4) 燕市せん定枝リサイクル施設指定管理業務仕様書
- (5) 施設図面等一式（配置図、施設平面図等）
- (6) 燕市せん定枝リサイクル施設条例及び同条例施行規則

17. 問い合わせ先

〒959-0295

燕市吉田西太田 1934 番地

燕市役所 市民生活部生活環境課 環境政策係

電話：0256-77-8167 （直通）

電子メール：kankyo@city.tsubame.lg.jp